

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成28年12月8日(2016.12.8)

【公開番号】特開2015-188373(P2015-188373A)

【公開日】平成27年11月2日(2015.11.2)

【年通号数】公開・登録公報2015-067

【出願番号】特願2014-67996(P2014-67996)

【国際特許分類】

A 2 3 L 5/00 (2016.01)

【F I】

A 2 3 L 1/00 D

【手続補正書】

【提出日】平成28年10月20日(2016.10.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一 経口摂取量単位の形態からなり、該単位中に、アミノ酸及び/又はペプチド3g以上を含有し、水100mLに溶解したときの甘味がショ糖2~4%相当となる量の高甘味度甘味料、酸味料0.0005~0.05gを含む顆粒が、HLB15以上の乳化剤でコーティングされている顆粒形態の経口組成物。

【請求項2】

アミノ酸が、L-セリンである請求項1記載の経口組成物。

【請求項3】

乳化剤のHLBが16である請求項1又は2に記載の経口組成物。

【請求項4】

高甘味度甘味料がスクラロース、ネオテーム、アセスルファムカリウム、ソーマチン、ステビア抽出物、カンゾウ抽出物、ラカンカ抽出物、アスパルテームから選択される1以上の甘味料である請求項1~3のいずれかに記載の経口組成物。

【請求項5】

さらにカゼイン加水分解ペプチドを0.5g以上含有する請求項1~4のいずれかに記載の経口組成物。

【請求項6】

経口組成物の形態が、一経口摂取量単位で小分け包装された形態である、請求項1~5のいずれかに記載の経口組成物。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

L-セリンは単独では不味な経口組成物材料であり大量に摂取することは困難である。本発明者らは一定量以上のL-セリンを美味に摂取できる経口形態を見出し、本発明を完成した。

本発明は以下の構成である。

(1) 一経口摂取量単位の形態からなり、該単位中に、アミノ酸及び又はペプチド3 g以上を含有し、水100 mLに溶解したときの甘味がショ糖2~4%相当となる量の高甘味度甘味料、酸味料0.01~0.12 gを含む顆粒が、HLB15以上の乳化剤でコーティングされている顆粒形態の経口組成物。

(2) アミノ酸が、L-セリンである(1)記載の経口組成物。

(3) 乳化剤のHLBが16である(1)又は(2)に記載の経口組成物。

(4) 高甘味度甘味料がスクラロース、ネオテーム、アセスルファムカリウム、ソーマチン、ステビア抽出物、カンゾウ抽出物、ラカンカ抽出物、アスパルテームから選択される1以上の甘味料である(1)~(3)のいずれかに記載の経口組成物。

(5) さらにカゼイン加水分解ペプチドを0.5 g以上含有する(1)~(4)のいずれかに記載の経口組成物。

(6) 経口組成物の形態が、一経口摂取量単位で小分け包装された形態である、(1)~(5)のいずれかに記載の経口組成物。